

6 東彼杵町告示第12号

東彼杵町運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業要綱をここに告示する。

令和6年1月19日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、燃油価格高騰により影響を受ける町内の貨物自動車運送事業等を行う中小企業者（以下「事業者」という。）に対する東彼杵町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付するものとし、その給付について、東彼杵町補助金等交付規則（平成16年規則第22号）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

(2) 貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同法第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同法第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者

### (給付対象事業者)

第3条 給付対象事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 東彼杵町に本社又は事業所を有する中小企業者

(2) 原則として、町税を滞納していない者であること

### (給付額)

第4条 対象事業者に対して給付する対象車両、給付単価は、別表のとおりとする。対象車両の数に給付単価を乗じて得た額を給付するものとする。

### (申請受付期間)

第5条 補助金に係る申請受付期間は、令和6年1月25日から令和6年2月16日までとする。

### (給付の決定及び方式)

第6条 町長は、提出された申請書を受理したときは、内容を確認の上、給付を決定した場合は、当該対象事業者に対し支援金を給付するものとし、給付決定の通知は省略するものとする。ただし、給付できない旨の決定をしたときは、そのことを通知しなければならない。

2 給付は、対象事業者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

### (支援金の返還)

第7条 町長は、支援金の給付を受けた対象事業者が給付要件に該当しなくなった場合又は偽りその他不正な手段等により支援金を受給したことが明らかになったときは支

援金の給付の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により、支援金の給付の決定を取り消された者は、町長が指示する方法により補助金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金給付の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、令和6年3月29日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付を受けた者における第7条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

#### 別表（第4条関係）

対象車両	給付単価
①令和5年4月1日から9月30日までの間、事業用として使用(稼働)しており、以後も継続して使用(稼働)している車両	普通自動車 1台につき3万円
	小型自動車 1台につき1万円
	軽自動車 1台につき1万円
	タクシー 1台につき1万円
②自動車検査証の使用者住所が東彼杵町内である車両	
③貨物自動車運送事業者にあつては、用途が貨物である車両	
④道路運送車両法（昭和26年法律第85号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車	
※霊柩車および2輪車は除く	

# 東彼杵町運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業実施要領

## 事業の趣旨

燃油価格の高騰を受け、経営に大きな影響を受けている町内一般貨物自動車運送事業者等に対し、保有する車両の台数に応じて、予算の範囲内で、東彼杵町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、経費の負担軽減及び経営の維持を図ることを目的とする。

## 支援対象者

支援金の支給対象となる事業者は、次の1から4の全てを満たす事業者とする。

1. 令和5年1月1日時点で町内において本社、支社、営業所等を有する事業者のうち、以下のいずれかにの事業を行う事業者であること。
  - (1) 貨物自動車運送事業（トラック運送事業等）
  - (2) 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業、介護タクシー事業）
2. 町への申請日時点で町税を滞納していないこと。ただし、税務担当課等と納付について協議のうえ、納税に関する誓約書を提出している場合はこの限りではない。
3. 暴力団等の反社会勢力との関係を有していない事業者等であること。
4. 支援金の支給を受けた後も事業を継続する意思があること。

## 支給対象車両

町内の本社、支社、営業所等に配置登録された下表の要件を満たす車両で、申請日時点で自動車検査証が有効期間内にあり、かつ支給対象者が所有権又は使用权を有する車両であること。

区分	対象車両
①貨物自動車運送事業	事業用自動車（緑又は黒ナンバー）のみ
②一般乗用旅客自動車運送事業	※自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」の記載があるもの。

※被けん引車両は対象外とする。

## 支給額

1. 支援金の額は、下表の1台あたり単価に対象車両台数を乗じた額の合計額とする。

区分	道路運送車両法に定める自動車の種別	1台あたり単価
①貨物自動車運送業	普通自動車	30,000円
	小型自動車	10,000円
	軽自動車	10,000円
②一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）		10,000円

2. 支援金の交付は、1支給対象者につき1回限りとする。

## 申請手続き

### 1. 支援金の申請受付期間

令和6年1月25日（木）から令和6年2月16日（金）までとする。ただし、郵送申請の場合は当日消印有効とする。

※支援金の申請は1事業者当たり1回限りとする。

### 2. 申請書類

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

#### (1) 申請に必要な書類（東彼杵町指定の様式）

① 東彼杵町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式1）

#### (2) 添付が必要な書類（全事業者共通）

① 支給対象車両一覧表（様式2）

② 誓約書（様式3）

③ 本人確認書類

※法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

※個人事業主の場合は運転免許証、健康保険証等の写し

④ すべての対象車両の自動車検査証（車検証）の写し

⑤ 自動車運送事業の許可書の写し

⑥ 町税に滞納がない証明書（滞納状況確認に同意がある場合は不要）

⑦ 振込口座の通帳等の写し（申請者と同一名義であること）

※通帳の表紙を開いた見開きのページをコピーし提出してください。

### 3. 支援金の申請に必要な書類の入手方法

次の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 東彼杵町役場産業振興課の窓口
- ・ 東彼杵町のホームページからダウンロード

### 4. 申請方法

下記申請先あて持参又は郵送してください。（申請方法の詳細については東彼杵町のホームページを確認してください。）

【申請先】〒859-3808 東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6

東彼杵町産業振興課商工観光係（窓口）

### 5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、支援金を支給する旨の決定をしたときは、申請者に給付金の振込を行うことをもって交付決定通知を行ったものとします。なお、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

## その他

1. 支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、支援金の支給決定を取消し、納期を定めて支援金の全額返還請求を行います。その場合に納期までに返金しなかった

ときは、支援金を返還するとともに、納期の翌日から返還の日までの日数に応じた延滞金（支援金の額に年率2.5%の割合で計算した額）を支払っていただくことになります。

2. 申請内容に不正があった場合には、支援金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。

### 3. 問合せ先

東彼杵町産業振興課商工観光係（窓口）

電話番号0957-46-5354

開設時間月曜日～金曜日（祝日を除く）の9時00分～17時00分

様式 1

年 月 日

東彼杵町長 様

〒

住 所  
事業所名称  
代表者名  
連絡先

印

東彼杵町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金支給申請書兼請求書

東彼杵町運送事業者等燃油高騰対策支援金の支給を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

記

- 1 支援金支給申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 提出書類（提出前に書類を確認し、□にチェックを入れてください）
- 支給対象車両一覧表（様式2）
  - 誓約書（様式3）
  - 町内に事業所を有する中小企業者であること及び代表者名が確認できる書類
    - ①法人の場合は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
    - ②個人事業主の場合は、本人を確認できるもの（運転免許証、健康保険証等の写し）及び直近の確定申告書Bの写し
  - すべての対象車両の自動車検査証（車検証）の写し
  - 自動車運送事業の許可書の写し
  - 町税に滞納がない証明書（下記滞納状況確認に対する同意がある場合は不要）
  - 振込先口座の通帳の写し ※通帳の表紙を開いた見開きのページをコピー

- 3 滞納状況確認に対する同意・確認事項（該当項目に☑してください。）

私又は法人の町税の納付状況を確認することについて
<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
（※同意がない場合は、町税に滞納がない証明書の添付が必要です。）

- 4 給付金振込先

金融機関名	銀行・農協・労金・信用金庫
店 舗 名	本店・支店
口 座 番 号	普通・当座
フリカゝナ	
口 座 名 義	

東彼杵町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金 支給対象車両一覧表

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

1. 主たる業種

一般貨物自動車運送業 特定貨物自動車運送業 貨物軽自動車運送業 旅客自動車運送業

2. 支給対象車両

No.	自動車登録番号 または車両番号	自動車の種別			
1		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
2		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
3		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
4		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
5		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
6		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
7		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
8		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
9		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
10		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
11		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
12		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
13		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
14		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー
15		<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 小型自動車	<input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> タクシー

※枠が足りない場合は、複写して追加してください。

3 支援金額

	単価(円/台)	対象車両台数	支援金額
普通自動車	30,000円	台	円
小型自動車	10,000円	台	円
軽自動車	10,000円	台	円
タクシー	10,000円	台	円
合計		台	円



備考

- 1 主たる業種は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省令告示第 139 号）に定める小分類を☑すること。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 事業者の区分に応じ、次に定める書類の写し  
一般貨物自動車運送事業許可書、特定貨物自動車運送事業許可書又は貨物軽自動車運送事業経営届出書
  - (2) 支給対象車両等の営業所への配置が確認できる書類
  - (3) 支給対象車両等の自動車検査証の写し
  - (4) 町長が必要と認める書類

## 誓約書

東彼杵町運送事業者等燃油高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

また、貴職において必要と判断した場合に、申請書類に記載された情報を警察、税務機関に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 当該申請について

- (1) 町内に事業所を有する中小企業者であり、以下のいずれにも該当します。
  - ①支援金の支給を受けた後も、東彼杵町内において事業を継続する意思があります。
  - ②事業に必要な許認可を有しており、関係法令を遵守しています。
  - ③政治活動及び宗教活動を目的とする事業者ではありません。
- (2) 支給対象経費は、町内の事業所等に配置登録された事業用の車両のみであり、私的に使用したものは含みません。
- (3) 申請内容に虚偽が判明した場合は、支援金の返還及び加算金の支払いに応じるとともに、事業者名等を公表されることに同意します。
- (4) 貴職から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、本事業の効果検証のための調査にも応じます。

#### 2 暴力団排除に関して

当社（個人である場合は私。以下同じ。）の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東彼杵町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条各号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等が当社の経営には事実上参画していません。

令和 年 月 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎 様

所在地 \_\_\_\_\_

事業所名等 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_